

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件

○「子ども家庭庁告示第十八号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十七日

「子ども家庭庁長官 渡辺 由美子

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を「子ども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、「こども家庭庁のホームページ（<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/law>）により公表する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和六年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定について

適用する。